

北宋神宗朝における瀘州南部の開拓

—— 瀘州義軍の成立と羈縻體制をめぐる ——

張 哲 僥

はじめに

北宋の神宗朝（1067～1085 年）は、積極的に邊境地域を開拓した時代である。當時、陝西の熙河地域、荊湖地域、川峽の渝州・瀘州南部の地域は、主要な三つの開拓地域と認識されていた⁽¹⁾。神宗朝の開拓政策の全貌を明らかにするためには、これらの地域における開拓過程を検討する必要がある。上に述べた三地域の中で、熙河地域と荊湖地域での開拓についてはいくつかの先行研究があるが⁽²⁾、瀘州南部の地域を取り上げた専論は管見の限り見当たらない。

いわゆる瀘州南部とは、泯江の支流たる悦江流域と納溪流域の水域（以下、この二つの流域を水域部と稱する）、及び水域部以南における「箐」すなわち密林とされる山域を指す。水域部では「斛（斗）」という姓を有した僚人が水系の狹隘な平地に居住しており⁽³⁾、山域では「蠻」と呼ばれる烏蠻が山間に居住していた⁽⁴⁾。

本題に入る前に、神宗朝以前における北宋と瀘州南部の関係を確認しておこう。まず、真宗朝の大中祥符年間（1008～1016 年）に、悦江流域にある涪井監に産出する大量の鹽資源を獨占するために、涪井監における軍事組織と行政組織が強化されていったが、その結果、悦江流域において鹽の採取・輸送・交易をめぐる漢人と僚人との紛争が頻発した。さらに、一部の漢人が境界線外に流出したため、兩者間の衝突が擴大していく傾向にあった⁽⁵⁾。

本稿の取り上げる神宗朝（1067～1085 年）になると、涪井監だけでなく水域部に續發した叛亂を安定化させ、かつ冗員の削減と軍隊素質の向上という軍事改革、及び邊境における財政と軍事の自立が求められるようになった。その達成を目指したのが王安石の改革である。この改革の開始を背景として、涪井監鹽井を中心とする經營策は、邊境での農地を開拓する方針に變更された。この開拓は、熙寧六年（1073 年）から始まった。最初、川峽の駐屯軍と郷兵、及び陝西、河北からの兵士より編成された軍隊を派遣し、徐々に水域部を征服して統治下にいれていった。さらに、元豐三年～五年（1080～1082 年）には、これ以南の烏蠻勢力にも軍事的に展開しており、その結果、烏蠻の乞弟勢力を殲滅させた。

かような開拓の結果、北宋は前線を涪井監から密林の前まで進め、大半の水域部の平坦地を獲

得した。この時点で、北宋の直轄地と思われていた「省地」の範囲も、明確に定義し擴張させた⁽⁶⁾。これらの新らしく編成された「省地」では、僚人を支配するために保甲制が実施され、さらに元豐五年には、より厳密な管理方法が適用される軍の性格をもつ瀘州義軍が置かれた。一方、北宋は南に戦線を擴大させ、烏蠻と地理的に隣接したために両者の関係は變化した。その結果、瀘州南部では、北宋、僚人、烏蠻の三者による新たな邊境秩序が形成された。

安國樓氏は、北宋の邊境で行われていた統治策を分析し、西北邊境では厳密な部族體制が施行され、西南邊境では羈縻州體制が運用されていたことを指摘している。しかし、神宗朝の開拓後でも、一部の羈縻州が北宋の統治下に入ってから、虚職の武散官の授與を通じて先住民を支配するという比較的緩い統治策が出された、という氏の論點には納得し難いところがある⁽⁷⁾。神宗朝からの積極的な統治策について、Richard von Glahn氏は、元豐五年に瀘州一帯の民事と軍事を總理した瀘南縁邊安撫使の設置についてと、瀘州における地方武力を強化した歴史とを論じた。氏は、主に十二世紀の發展に注目し、北宋が水域部の軍事力を増強させ、烏蠻勢力と手を組んで水域部の諸部族を強力に支配していたと指摘した⁽⁸⁾。但し、地方戦力としての瀘州義軍の管理方法、ことに神宗後期の施策と苦境については、さらに考察を加える餘地がある。

また、佐竹靖彦氏は、地方社會史的視點から瀘州南部の民族間の相互關係、特に兩屬夷の問題、及び水域部の行政編成すなわち南宋の『江陽譜』に現れる耆制の形成を考察した。氏によれば、瀘州に實施した保甲制下の主戸は、聚落の首領であり、彼らに隸屬した客戸に軍事訓練を施したという⁽⁹⁾。こうした社會の實態を前に、神宗は如何なる施策を通じて政府の支配を貫き、征服地を守ったのか。また、瀘州南部における複雑な民族關係にどのように對應したのだろうか。これらの問題についても、さらに検討する必要がある。

そこで、本稿では神宗朝において實施された僚人と烏蠻の居住地たる瀘州南部の開拓について、北宋の征服地支配及び防衛のための施策を取り上げ、考察することにした。

以上の問題關心に沿って論を展開していくにあたって、本稿の視點は二つある。一つは省地を防衛する地方戦力の改革、すなわち瀘州義軍の成立についてである。そしてもう一つは省地以外の地域における羈縻體制の繼續についてである。また、以上の二つの問題を整理した上で、省地を界として瀘州南部において形成された義軍制度と羈縻體制からなる邊境秩序にも言及したい。

一、瀘州義軍成立前の背景—熙寧期の駐屯體制と保甲制の實施

瀘州義軍成立以前における瀘州での駐屯體制の問題や、これに對應した解決方針については、元豐二年になされた梓州路轉運司の建言が手がかりとなる。

梓州路轉運司言えらく、「去年十一月、蠻の乞弟は衆を率い邊を犯し、火を縦ちて人を掠む。已に遁れて歸ると雖も、復た來りて寇するを慮る。乞うらくは禁軍を増し、及び施・黔州の義軍に詔し江安縣の納溪寨に赴きて守備を爲さしめんことを。夷人子弟の用うべきを團結せ

しめ、及び邊事の帖息するを候ちて、漸く減放せよ」と。之に従う。

梓州路轉運司言、「去年十一月、蠻乞弟率衆犯邊、縱火掠人。雖已遁歸、慮復來寇。乞增禁軍、及詔施・黔州義軍赴江安縣納溪寨爲守備。候團結夷人子弟可用、及邊事帖息、漸減放。」從之。（『續資治通鑑長編』（以下『長編』と略稱）卷 296 元豐二年二月壬子。）

瀘州では、駐屯軍の質と量が低下したことでと装備不足によって、南方の烏蠻に抵抗できる戦力が整備されていないという問題を抱えていた⁽¹⁰⁾。元豐二年（1079 年）に、北宋は前年の乞弟による叛亂の再發を防ぐため、瀘州における戦力を強化しようとした。短期的対策として禁軍の増員、施州と黔州の義軍からの増援を行い、長期的対策として現地の僚人の團結をはかった。そもそも熙寧年間から始まった瀘州の邊境開拓に伴って、北宋は新たに占領した水域部の地方秩序を維持し、かつそれ以南の烏蠻勢力と對抗するために、元來の駐屯體制を改革しなければならなかった。保甲制は、改革策の一つとして水域部への征服と同時に實施され、さらに保甲制を基盤とする瀘州義軍は元豐五年に編成された。

本章では、瀘州義軍が成立する前、禁軍と夔州路の義軍から組み合わされた駐屯體制とその弱點、及び熙寧七年から瀘州南部に實施された保甲制について考察し、瀘州義軍の成立した背景を明らかにしたい。

（一）瀘州義軍成立前の駐屯體制

1. 禁軍と教閱廂軍

北宋真宗朝から、京畿以外の地域では、更戍制に基づいて駐屯する中央禁軍と、常駐する地方禁軍との二種類の禁軍が存在した⁽¹¹⁾。しかし、神宗朝の熙寧年間から、政府は各地に駐屯する中央禁軍を減員する方針をとり、一部の廂軍は軍事訓練を受けて地方戦力とし、「教閱廂軍」と編成された⁽¹²⁾。

川峽地域では、「東兵」と稱される中央禁軍の大半が下番して、熙寧七年（1074 年）九月に京畿へ召還された。地方戦力の補充のため、成都府と梓州路には各二指揮、利州路と夔州路には各三指揮の武寧軍という教閱廂軍が編制され、これらは元豐二年までには禁軍に昇格された⁽¹³⁾。このうち、梓州路の二指揮は、熙寧六年の熊本の經略の時に、戎州と瀘州江安縣に編制されたものである⁽¹⁴⁾。

一方、地方禁軍たる寧遠禁軍は、大中祥符六年（または七年）（1013 または 1014 年）に成立したが⁽¹⁵⁾、熙寧六年になるとすでに兵員不足の問題を抱えていた。この時、山川道路を熟知している土兵を募集して戎州の三指揮を充員のために編入させ、瀘州には一指揮を増設した⁽¹⁶⁾。以上から、元豐年間初期の瀘州一帯では、少数な中央禁軍と武寧・寧遠といった地方禁軍が駐屯していたことがわかる。

元豐三年四月、これらの駐屯軍は、戎・瀘州に侵略してきた乞弟勢力と交戦して全滅した。この時戦死した將領に、戎瀘等州同都巡檢使の王謹言、江安縣駐泊都監の郭晏がいる⁽¹⁷⁾。このうち

大中祥符七年に設置され、天禧元年（1017年）に治所が江安縣へ移された戎瀘等州同都巡檢使は、瀘州一帯の地方戦力を統率していた。王謹言の軍は、戎・瀘州と瀘州の江安縣で地方禁軍を率いていたと思われ、また、郭晏は江安縣駐泊都監で、江安縣に駐屯していた中央禁軍の將領であった。この敗戦によって、兩軍を合わせて僅か八百人ほどのみの軍になってしまった⁽¹⁸⁾。

そのために瀘州の地方禁軍には、寧遠禁軍の補充要員、さらに元の教閱廂軍の武寧軍からの増援が派遣されたが、これらの施策は順調にすすまなかった。結局、この地域に駐屯した禁軍は元豐三年まででは千人未滿であり、更にこの年に烏蠻の乞弟に滅ぼされてしまったのである。

2. 夔州路義軍

夔州路義軍は、真宗朝から黔州・施州・思州・涪州・高州と、熙寧八年に設置された南平軍とに設けられ、州縣に編入された税戸、または歸順した溪洞部族を團結させたものである⁽¹⁹⁾。彼らは、ほかの郷兵の發展と同じ経路をたどり、元々北宋の邊境防禦の一環として居住地の城・寨などの防衛を務めていたが、神宗朝に入ると、徐々に正規軍の如く扱われるようになった。

詔すらく、「今後、廣南東西路の土丁・槍手、邕州の峒丁、荆湖南北路の土丁・弩手、夔州路の義軍は、編寫して冊を成し、年終に奏して樞密院に到らしめよ。常に三年を留むるの外、其の三年以前は、即ち逐旋に尚書兵部に送付して收管し、經久に照會せよ」と。

詔、「今後廣南東西路土丁、槍手、邕州峒丁、荆湖南北路土丁・弩手、夔州路義軍編寫成冊、年終奏到樞密院。常留三年外、其三年以前、即逐旋送付尚書兵部收管、經久照會。」（『長編』卷 226 熙寧四年九月丙戌）

熙寧四年（1071年）九月から、夔州路、荆湖路、廣南路の郷兵は、樞密院の軍籍に編入された。ここから元豐五年にかけて、中央における義軍の徵募と軍籍は樞密院と兵部とが共同で管理した⁽²⁰⁾。地方では、義軍の徵募と平時の管理を轉運司に任せていたが、戦時には各路の鈐轄司または臨時派遣の經略使などに統率させた。義軍が正規軍扱いになって以降、北宋は熙寧六年に瀘州で、熙寧九年に廣南西路の廣源州で、それぞれ軍事行動を起こしているが、そこに彼らの姿が見られる⁽²¹⁾。

また、征服に投入される以外に、夔州路義軍は近隣な地方を防衛する駐屯軍としても扱われた。最初に引用した記事のように、元豐二年（1079年）に、江安縣の納溪寨を防衛するため、夔州路の施州・黔州から臨時的に派遣された。但し、義軍は所詮兵農合一であるので、長期の駐屯は不可能である。その結果、同年十一月の末に一部の黔州義軍は、防衛の任務を解かれ歸農した⁽²²⁾。

以上に考察してきたように、瀘州の邊境には中央禁軍、地方禁軍と夔州路の義軍が駐屯していたが、その人数は少なく、しかも元豐三年には召還されたり、滅ぼされたりしたので、この駐屯体制は崩壊してしまった。すなわち北宋は駐屯体制の立て直しに直面したのである。

(二) 瀘州義軍成立の土臺—保甲制の実施

神宗朝以降の邊境開拓は、邊境でかかる軍費を削減する改革と同時に展開したので、征服地を効率的に支配できる保甲制が運用された。いわゆる保甲制とは、熙寧三年に王安石の主導によって実施された政策であり、主に地方秩序の再建、兵制の改革の一環であったと見なされている。この法では、保甲は教閲と不教閲の二種類、すなわち軍事訓練を行うか否かによって、區別された⁽²³⁾。

瀘州の場合、宋朝は水域部を征服した後、二つの施策を行った。一つ目は熙寧六年五月に公布した「漢戸が夷人の田土を借りたり、買ったりできるようにさせる」という詔書に依據して、漢人を募集してこの土地を耕させたことである⁽²⁴⁾。二つ目は、本稿で注目する内屬した僚人を保甲制によって編成したことである⁽²⁵⁾。この保甲制の実施範囲は、北宋の軍事征服と連動し、熙寧七年正月には悦江流域まで⁽²⁶⁾、熙寧九年には藍州・順州・宋州・納州を含む納溪流域まで⁽²⁷⁾、元豐四年には都掌などの部族が所在した密林前の平坦地まで⁽²⁸⁾、と順次擴張されていった。

こうした保甲制の実施によって現地の土地と人口は何種類かに分けられ、それに基づいて籍帳が作成された。

今且くは降夷村分の頭領・彊壯・老小人口の、山坡・水噌の地土は、逐年に租税を認納せしめ、仍お各おのをして、打誓して業に歸り、舊に依り住坐し訖われ。

今且以降夷村分頭領・彊壯・老小人口、山坡・水噌地土、逐年認納租税、仍各令打誓歸業、依舊住坐訖。（『長編』卷 294 元豐元年十一月丁亥）

元豐元年に納溪流域での反亂を平定するため、瀘州都大經制納溪夷賊公事として韓存寶が臨時的に派遣された。彼は、紛争を平定した後、歸順した部族について、人を頭領・彊壯・老小の等級に分けて籍帳を作成し、それぞれの土地を焼畑・棚田という類型に分けた⁽²⁹⁾。

注目に値するのは、戸籍は年齢によって分けられただけではなく、部族首領と戦闘力を持つ青年にも分けられていたことである。こうした制度の下で、首領は保長となり、彼らの支配下にあった保丁は年齢によって幼児、壯年、老人に分けられていた。また、この保甲制における軍事訓練は、北方の五路で行われた「義勇（郷兵）は州で、保甲は縣で軍事訓練」⁽³⁰⁾という制度と異なり、民に木製などの殺傷力がない武器を持たせて各自の保で行われた。こうした保を基礎とする軍事訓練の方法は、のちに「戎瀘の例」と稱され、廣南路にも運用された⁽³¹⁾。以上、列挙してきた管理方法を踏まえれば、部族を枠とする「保」は瀘州南部の保甲制の基礎単位となったことがわかる。そして、保甲制による地方武力が實際は保長すなわち主戸としての部族首領に支配されたことが既に指摘されている⁽³²⁾。

以上のように、元豐三年から五年にかけて、進軍ルートの誘導と軍糧の確保を保甲制によって編成された水域部の地方戦力に任せたとすれば、兵士の裏切りを豫防するために、酋長または彼らの親族を人質とする必要がうまれる⁽³³⁾。

二、駐屯體制の整備－瀘州義軍の成立と瀘州緣邊安撫使の設置

（一）瀘州義軍の成立

元豐年間に征服した水域部の不安定さ、及び南方の烏蠻勢力との衝突に直面した北宋は、保甲制より支配力が強かつ軍事性格を持つ瀘州義軍を編成しはじめた。

元豐二年、遂に命じて黔州義軍の法に依り十九姓夷人を團結せしめ、三千八百九十五人を夷義軍と爲す。凡そ年十八以上は、皆之に刺す。

元豐二年、遂命依黔州義軍法團結十九姓夷人、三千八百九十五人爲夷義軍。凡年十八以上、皆刺之。（『建炎以來朝野雜記』乙集、卷17 兵馬、瀘州長寧軍勝兵・夷義軍⁽³⁴⁾）

以上の記事によれば、瀘州義軍は黔州義軍の法によって、元豐二年に晏州一帯の僚人十九姓⁽³⁵⁾のうち十八歳以上の男子を全員義軍に編入したものである。彼らは入れ墨をされ、その人数は3895人であった。しかし、元豐三年から五年にかけての烏蠻の乞弟との戦争において、この義軍が確認されないことから、その成立は元豐五年以降になると思われる。

この後、近くに居住していた七姓と、元豐七年八月に密林縁邊にいた羅始黨（羅克黨とも呼稱）といった生界八姓とが、十九姓と同じ編成方法によって義軍の一部になった⁽³⁶⁾。したがって元豐年間後期になると、水域部の部族は大部分が北宋支配下の義軍に編入されたことがわかる。

（二）瀘州義軍の管理制度

瀘州義軍の成立には、黔州義軍の法を依據していた。この黔州義軍の法を見ると、第一章で觸れた、夔州路義軍が正規軍扱いになったことが想起される。すなわち瀘州義軍に對しては、正規軍レベルの嚴密な管理制度が設けられたということである。こうした管理制度には、僚人將領の職級と、地方における管理・監視組織と、中央の主務組織を含む規制とが備わっている。

まず、瀘州義軍の中央政府との統屬關係を確認しておこう。元豐五年から元祐三年（1088年）にかけては兵部に隸屬していた⁽³⁷⁾。その後、元祐三年になると樞密院に所屬が移管されたが、政令の實行は依然として兵部に任せられていた⁽³⁸⁾。

また、地方の僚人側には、元豐七年に羅始黨が義軍に編成された時の如く、完備された管理制度があった。

瀘南緣邊安撫司言えらく、「（中略）官を遣わし團結を管勾し、地を分けて拓を把らしめ、職級を立てて管轄せんと欲す」と。之に従う。

瀘南緣邊安撫司言、「（中略）欲遣官管勾團結、分地把拓、立職級管轄。」從之。（『長編』卷348 元豐七年八月壬午）

これらの僚人の部族は、義軍に編成された時、居住地から離れず各自の居住地を守るのみであった。義軍の將領となった各部族の酋長には職級を與えて管理した。また、彼らにはこの職級に對應した儀式用の扇と繖と衣服、金錢、食糧などが配布された⁽³⁹⁾。瀘州義軍の職級の名目と昇進については、それを明確に物語る史料がないが、瀘州義軍が夔州路義軍に準じたことを踏まえれば、夔州路義軍の職級制度を参考にすることは意味があるだろう。

元豐四年八月から元豐六年六月にかけて、夔州路渝州・南平軍一帯の義軍指揮使の菊曩二らは、知南平軍の魏從革を殺害した僚人の木八らを捕らえたことにより、昇道を果たした彼らの昇進についてまとめたものが、以下の表一である。

表一、元豐四年～六年、僚人の討伐による菊曩二等の昇進⁽⁴⁰⁾

人物	元豐四年十二月	元豐五年七月	元豐六年閏六月
菊曩二	義軍指揮使／三班借職	南平軍夷界巡檢／右班殿直	夷界都巡檢使／内殿崇班
菊曩大		義軍指揮使	夷界同巡檢／右班殿直
王用祥(漢官)	把截將	義軍指揮使	歸正寨監押／三班借職
馮正符(漢官)	權歸正寨監押	歸正寨監押／三班借職	右班殿直

表一によると、彼らは戦功によって武階と實職たる差遣官(武官)を進められている。武階は三班借職(從九品)→右班殿直(正九品)→内殿崇班(正八品)といった昇進ルートを取り、軍職は義軍指揮使→夷界巡檢→夷界都巡檢使といった昇進ルートをとっている⁽⁴¹⁾。武階はともかく、軍事の職官が授けられたことから、部族の首領たちは、北宋の武官制度に準じて地方戦力に編入されたと考えられる。したがって、北宋は南平軍の夷界秩序を、歸順してきた部族の首領に任せ、厳密な職級制度で先住民部族を支配したということになる。おそらく瀘州義軍も同じような管理策を實行したのであろう⁽⁴²⁾。

一方、北宋側の義軍を管理する基層組織としては、瀘南縁邊安撫司と夷地の城寨における低級武官とがあった。

瀘南縁邊安撫司は、およそ元豐四年～五年に設置された⁽⁴³⁾。前に述べたように瀘州一帯の駐屯軍は、ほとんど滅ぼされていたので、部族的性格が強かった義軍を制御するためには、北宋側の地方戦力を補充する必要がある。こうした背景から、元豐五年七月に瀘南縁邊安撫司より要請を受け、遂州に所在した梓夔鈐轄司とその軍隊が瀘州に移されたのである⁽⁴⁴⁾。

瀘南縁邊安撫司以下の基層組織としては、夷地の城寨に低級武官が配置された。宋朝は、荊湖路開拓における「梅山峒蠻」の場合と同じく⁽⁴⁵⁾、水域部の平坦地を守るために、元豐五年に樂共・江門・鎮溪・梅嶺・大洲といった五つの城寨を設けた⁽⁴⁶⁾。これらの城寨は、前線の防禦據點、並びに瀘州義軍を監視・管理する北宋側の行政組織の最末端にあたる。また、夔州路について言えば、表一にも名が見える漢官の三班差使の馮正符は、先住民のことを熟知していたので、王用祥とともに菊曩二らの先住民を慰撫していたことが知られる。彼は、のちに南平軍隆化縣に所在する歸正寨⁽⁴⁷⁾で監押を代行しており、二七名の先住民の將領を管理している⁽⁴⁸⁾。この後、彼は軍

功のために、三班借職、歸正寨の監押に昇進した。これによれば、歸正寨の監押の擔當者は、三班借職という低級の武階をもつ武官を通して、それより高い武階を持っていた先住民の將領（酋長）を管理したことがわかる。以上を踏まえると、瀘州の場合でも、夷地に散在した城寨にこうした低級武官が配置され、義軍を管理・監視したと想定してよいだろう。

（三）元豐七年の支配強化と哲宗朝の改制

元豐七年十二月、北宋は部族の垣根を越えて、瀘州義軍を改めて編制しなおした。この月の二十四日に發布した敕によれば、羅始黨の生界八姓を八指揮（歸化義軍）に、都黨の十九族を八指揮（順化義軍）に、長寧州管轄下の山前後の九州を十五指揮（懷化義軍）に、それぞれ團結させ、合計三一指揮に分けていたという⁽⁴⁹⁾。これより義軍の軍事訓練と慰勞は、いくつかの部族から組み合わされた指揮に基づいて、各部族を特定の場所に集めて行うこととなった。そこで城寨の下に、指揮が北宋の最下の基層組織として増設されたのである。こうした再編制によって、瀘州義軍にあった部族的性格を減らし、北宋の支配をより強く浸透させることができた。元豐年間から川峽以外においても、蕃兵が徐々に禁軍や郷兵などと合わせられて編制されなおしていることから⁽⁵⁰⁾、瀘州義軍の場合も、こうした指揮への再編制という軍事改革路線に沿って実施されたものであろう。

この改革が順調にいけば、義軍の裏切りを警戒する必要性が減る。そのためもあってか、哲宗朝の元祐元年（1086年）と元祐六年（1091年）に、梓夔鈐轄司を遂州に移し、その軍を遂州または近隣の地域に移動させようとする議論が次々と提出された⁽⁵¹⁾。しかしながら、元祐六年に宋朝は指揮という編制そのものを廢止し、元の部族制を枠とする義軍制度に戻したため、梓夔鈐轄司を移動させる改革案も白紙となった⁽⁵²⁾。

兵部言えらく、「戎・瀘州の義軍は、團結の名有ると雖も、其の部分は未だ必ずしも齊整ならず、便ち番分し難く、按試、犒設すれば、恐らく追呼に因り事を生ぜん。元豐條約を將て諸指揮を刪定し、各おの本村に於いて教習せしめんと欲す。（中略）」と。之に従う。

兵部言、「戎・瀘州義軍、雖有團結之名、其部分未必齊整、難便番分、按試犒設、恐因追呼生事。欲將元豐條約刪定諸指揮、各於本村教習。（中略）」從之。（『長編』卷459 元祐六年六月戊戌）

元豐七年の改制によって部族を集めても、結局は紀律の嚴密な軍隊にはなれず、團結すなわち指揮の編制は有名無實となった。こうした水域部における僚人の部族的性格が強かった現實こそ、元祐六年に再改制が行われた背景であると言われている⁽⁵³⁾。元祐六年以降、義軍の訓練と慰勞は、部族と同義である村において各部族の首領に任せることとなった。したがって、義軍の基礎的編制は、北宋の強い支配力の象徴であった各指揮から、各部族へ戻った。これはとりもなおさず義軍に対して北宋の支配力が減ったことを意味する。

但し、北宋はその支配力を再び強めようとする意圖を持ち續けていた。七年後の元符元年（1098年）には、瀘南縁邊安撫司の建議を裁可し、義軍への管理を再び強化した。

瀘南安撫司言えらく、「瀘州義軍、冬十月の農閑の際に、各おの所屬に赴きて犒設せしめ、以て夷衆に便ならしめんことを欲す。應逐^あゆる縣、寨は到舊・新添の義軍の職級人數を推排し、亦た本司に委ねて帖を出だし收補せしめんことを乞う。其の年毎に合に支すべき衣物は、乞うらくは數品に據り逐處所管の義軍の職級に量給せよ。庶はくは籍に系かる夷人は、均しく恩賜を沾さんことを」と。之に従う。

瀘南安撫司言、「瀘州義軍、乞於冬十月農閑之際、各赴所屬犒設、以便夷衆。應逐縣寨推排到舊・新添義軍職級人數、亦乞委自本司出帖收補。其每年合支衣物、乞據數品量給與逐處所管義軍職級。庶系籍夷人、均沾恩賜。」從之。（『長編』卷497 元符元年四月辛卯）

これによると、義軍の軍事訓練は依然として各部族（村）に任せつつ、義軍への慰勞と恩賜が再び強調されている。北宋は基層組織たる縣と寨を通じて、新入りの義軍を含む義軍の人數とそれぞれの職級を把握し、毎年、冬の農閑期に各城寨に出頭させた。定期的に出頭する義軍には職級によって賜物が行われたが、そうしていない者には安撫司が公文書を出して強制的に出頭させるようにしている。こうした一連の手續によって、各部族に北宋の支配を繰り返す意識させることになり、縣・寨と部族との繋がりも強化される。これは、元豐七年の改革による制度整備が元祐六年に中止されて以來、再度瀘州義軍への支配力を強める試みだと見なして良いと考えられる。

三、義軍制度と羈縻體制による邊境秩序の形成

神宗朝における瀘州南部の開拓では、烏蠻の所在地の一つである歸徠州まで軍事的に征服したが、征服地における部族を全て義軍に編入したわけではなかった。一部は既に本稿でも述べた軍事改革によって、羈縻州體制から直接支配へと變更され、残りは先住民の獨立性の強い羈縻州體制を維持していたのである。本章では、こうした二つの制度による邊境秩序が形成された背景とその實態を解明するため、神宗朝における省地の定義とその範圍を確認した上で、神宗朝後期の瀘州南部に行われた羈縻州體制について考察したい。

（一）神宗による省地の定義とその範圍

宋朝の直接統治する範圍は省地と呼ばれていた。實は同時代において、すでにどこを省地とするかについては異なる見解が並存していた。そこで神宗は曖昧であった省地の境界を明確にした。

梓州路轉運司言えらく、「（中略）任光秀なるもの有り、妄りに生南の羅箇牟村を以て省地と爲し、王宣に報ぐるに、蠻人侵犯し、輕易に出兵して陷没するを致すを以てす。羅箇牟村の

蠻は、熙寧七年の後に方めて官税を量納するに縁り、省地の熟夷の二税・役錢を納むるとは同じからず」と。詔すらく「羅箇牟村の蠻は、既に税賦を納むれば、即ち是れ省地の熟戸なり。見在の圖籍は、並びに熟夷に係かる。奏する所は此の異同有るを^{つまびらか}委にせず。今、獨り王宣の接戦の因る所と為らず、久遠の地界の事に繋かるに縁る。轉運・鈐轄司をして實を審らかにして以聞せよ」と。後に逐司奏すらく、「羅箇牟村の蠻は、但だ税物を量納せしめ、以て之を羈縻するのみ、實に省地の熟蠻と同じからず」と。

梓州路轉運司言、「(中略)有任光秀妄以生南羅箇牟村爲省地、報王宣、以蠻人侵犯、致輕易出兵陷沒。緣羅箇牟村蠻、熙寧七年後方量納官税、不同省地熟夷納二税役錢。」詔、「羅箇牟村蠻、既納税賦、即是省地熟戸。見在圖籍、並係熟夷。不委所奏有此異同。今不獨為王宣接戦所因、緣繫久遠地界事。令轉運・鈐轄司審實以聞。」後逐司奏、「羅箇牟村蠻、但量納税物以羈縻之、實與省地熟蠻不同。」(『長編』卷 303 元豐三年四月辛亥)

熙寧七年⁽⁵⁴⁾正月、瀘州涪井監のことを處理しに派遣された熊本が水域部の僚人を保甲法で編成し、彼らから租税を徴収しはじめた⁽⁵⁵⁾。梓州轉運使の高秉の言葉によると、當時、羅箇牟村を含む水域部では行われており、兩税制と税役錢を合わせる現行の税法とは異なり、租税を「量納」していたのみである。いわゆる「量納」とは租税の免除ではなく、實情にあわせて一定程度に税額を減らしたものである。羅箇牟村の蠻について見てみると、烏蠻の乞弟も納溪地域において僚人から租税を徴収しており、羅箇牟村の蠻が宋朝と烏蠻の兩方に同時に租税を納めていた兩屬夷であったと考えられる⁽⁵⁶⁾。こうした量納制は、のち「十州の例」と呼ばれ、水域部における僚人に適用された租税方法になった⁽⁵⁷⁾。

元豐三年、乞弟は羅箇牟村の蠻の地に侵攻した。任光秀は羅箇牟村を省地と見なしていたので、江安縣に通報した。この通報を受けた王宣らは、戎州・瀘州に駐屯した軍隊で乞弟と戦ったが敗れた。當時、梓州轉運使の高秉は、兩税と税役錢を納めず、租税を「量納」していた羅箇牟村の蠻が省地熟戸に属さないと考えたので、軍隊を派遣すべきでないと上言した。つまり、神宗の見解が示される前は、量納している先住民の居住地が省地に属するか否かについて異なる意見が並存していたのである。

一方、神宗は「量納」しているか否かにかかわらず、納税すれば省地熟戸であるという見解を明確に表明した。元豐三年十二月、これによって異説を提出した高秉などの官員は降職された⁽⁵⁸⁾。

したがって、神宗朝における瀘州南部の開拓は、軍事征服によって先住民を納税対象すなわち熟戸に編入し、北宋の直接支配下においた省地擴張の歴史であると言って良い。そうであれば、先述の保甲制の実施と瀘州義軍の成立などの改革は、省地となった新入地域の支配を固め、この地域を守ろうとする施策であったと考えられる。では、この省地擴張はどの地域まで及んだのであろうか。

元豐元年の後半から、烏蠻の乞弟勢力が悦江流域と納溪流域に進出していた⁽⁵⁹⁾。これに對して積極策を取った神宗は、元豐三年からの二年間にわたって、韓存寶と林廣を前後して派遣し、密

林以南における烏蠻の乞弟の根據地である生界⁽⁶⁰⁾の歸徠州に進撃させた。今回の主力は、將兵制⁽⁶¹⁾により編成された精銳の陝西常備軍と、同一地域の郷兵に屬する弓箭手⁽⁶²⁾であって、總計40000人ほどの軍であった⁽⁶³⁾。この軍は、以前より兵員の数が大幅に増しており、その編制は陝西からの正兵と郷兵を組み合わせたものであった⁽⁶⁴⁾。しかしながら、元豐五年二月、劣悪な天候のために、乞弟を捉えるという目標を達成できずに引きあげた⁽⁶⁵⁾。この後、もと乞弟の根據地であった歸徠州の銅印を、烏蠻鬼主に賜與した⁽⁶⁶⁾。つまり、北宋は乞弟の代わりに、他の烏蠻勢力と羈縻關係を結んだのである。

當時の神宗の意圖は、大軍で生界に屬する歸徠州の地を攻略し、省地をさらに擴大しようとしたことにあったのであろうか、それとも、ただ北宋と對立していた乞弟を捉えようとしたただけであったのであろうか。現存する史料情況から言えば、それを明らかにすることはできない。神宗の意圖はともかく、結果から言えば、神宗朝に展開した省地擴張は密林にまで及んだ。密林以北の水域部であった地域を省地に編入して義軍を編制し、これ以外の地域では羈縻體制を繼續させていたのである。

(二) 瀘州南部における羈縻體制と邊境秩序の變化

宋代では羈縻州は二種類があった。一方は、唐代の羈縻州の名のみが繼承され、その實、知州や刺史の授與は行われていなかった。そのような事例は多くみられ、そのことはすでに先行研究においても指摘されている⁽⁶⁷⁾。もう一方、既に見たように、實質的には羈縻關係にある關係が、北宋には存在した。北宋において羈縻關係が成立するためには、朝廷から告敕と州印を授かることが必要なプロセスであった⁽⁶⁸⁾。瀘州南部の場合では、こうした羈縻關係は神宗朝以前に多く存在していたが、神宗朝における開拓後は、密林以外すなわち非省地の烏蠻地域にのみ、それが維持された。

水域部について見てみると、熙寧年間に、ここの部族の酋長を羈縻州の土刺史に任命したことが確認される。例えば、熙寧六年に長寧州の土刺史の糾蓋が死亡し、その息子である糾辣が後繼者として長寧州の土刺史を授かっている⁽⁶⁹⁾。この地域での羈縻體制がいつごろ終わったのかは、明確には分らない。ただ、僚人からの獻地によって宋朝の土地占有と保甲制が實施されるのと同時に、羈縻州の知州や刺史を授けないようにしたのかもしれない。元豐五年に瀘州義軍が編成されると、酋長が義軍の職級を授かるようになり、その地を明確に省地に編入した。したがって、遅くとも元豐五年には當地の羈縻體制が終了したと考えられるだろう⁽⁷⁰⁾。

一方、密林以南の地域では、姚州と歸徠州という二つの羈縻州があった。姚州については、慶曆二年(1042年)に、烏蠻の得蓋が姚州刺史を授かり、その後、熙寧七年にその後代である僕夜が、知羈縻姚州を賜與された⁽⁷¹⁾。歸徠州については、同じく熙寧七年に斧望箇恕が知歸徠州を授かり⁽⁷²⁾、斧望箇恕が死亡した元豐二年に、その息子である乞弟がこれを繼承した⁽⁷³⁾。そして、乞弟の勢力を減した元豐五年に、僕夜が知歸徠州も授かった⁽⁷⁴⁾。つまり、僕夜は姚州と歸徠州の羈縻州長官の州印を持っていたのである。これは、近隣の部族を各自の所屬によって官爵を授けて相

互の侵略・併吞を防止する、という北宋の立場と相違する⁽⁷⁵⁾。おそらくこの時、僕夜が烏蠻の有力者としてこの地域を實際に支配していたため、北宋は僕夜を通じて密林以南の地域を間接的に支配せざるをえなかったのではなかろうか。

以上によると、北宋は軍事征服によって占有できない地域において、なお羈縻體制を繼續させており、現地の有力者を通じて邊境の安定を維持していた。これによって、名義上では、これらの羈縻部族を含む邊境秩序が立てられることになる。

詔すらく、「荊湖・廣南・川峽・陝西・河東の經略・安撫・鈐轄司は、化外・羈縻・歸明蠻・獠・夷・獠・熟戸・蕃部の合に補すべき職名・資級、請授の則例、及び前後に補する所の職名・恩數の異同を具して以聞し、按じて以て籍を置け」と。

詔、「荊湖・廣南・川峽・陝西・河東經略安撫鈐轄司具化外・羈縻・歸明蠻・獠・夷・獠・熟戸・蕃部合補職名・資級、請授則例、及前後所補職名・恩數異同以聞。按以置籍。」（『長編』卷 324 元豐五年三月）

元豐五年三月に公布したこの詔書には、先住民は北宋との関係によって化外・羈縻・歸明・熟戸・蕃部という五種類に分けられ、瀘南緣邊安撫司にそれぞれの官職、品級、納品と賜り物などの情報を明確に揃えさせ、これに基づいて籍帳を作成するよう書かれている。

熟戸になった水域部の僚人と、羈縻州に屬した烏蠻とを含む夷地の全ては、神宗が立てたこの邊境秩序において一體のものとなる。すなわち北宋の軍事體制の一部になる義軍指揮使、夷界巡檢使、及び羈縻刺史、知州などが並存しており、それぞれ異なる位階の官職を授かった。これについて、大中祥符二年～嘉祐四年（1009～1059 年）において、先住民に適用された服制によって立てた位階制度が想起される⁽⁷⁶⁾。

表二、大中祥符二年～嘉祐四年（1009～1059 年）における溪洞の官職と宋による賜服

位階	官職名	賜服
高 ↓	溪洞刺史	倒仙牡丹細錦綿旋襪
	溪洞知州	方勝宜男細錦綿旋襪
	溪洞都巡檢使	方勝練鵲大錦綿旋襪
	溪洞首領	紅團花大錦綿旋襪
	溪洞義軍指揮使	紅團花中錦綿旋襪
低	溪洞義軍副指揮使及蠻界邊寨指揮使、把截將	紫小綾綿旋襪

表二に見える通り、瀘州義軍の軍職は、羈縻體制下の知州、すなわち烏蠻勢力の僕夜より低い位階にあたる。北宋の立場から言えば、王安石の言うように各部族の間には支配関係がないはずだった⁽⁷⁷⁾。しかしながら、水域部の僚人が、北宋と烏蠻とに租税を納める兩屬的な性格や、元豐四年に北宋が烏蠻の沙取省を通じて都掌部族を招撫した事實、及び哲宗朝初期に行われた瀘州義

軍の改制などを合わせて考えると、北宋は僚人に對して排他的な支配力を行使できたとは到底言えず、北宋が僚人を支配するのであれば、烏蠻の力を借りなくてはならなかったと思われる。

したがって、元豐年間後期の瀘州南部では、北宋と水域部の僚人と密林以南の烏蠻の三者間において、時に協力し、時に争う微妙な関係があったことがわかる。北宋は烏蠻勢力からの攻撃を防衛するため、僚人の支援を取り付けて瀘州義軍を編制した。その一方、水域部の安定を維持しようとするれば、烏蠻勢力と協力する必要があった。こうした實狀を踏まえた北宋は、親宋的な烏蠻の酋長に官爵を授け羈縻體制を維持していったのである。

終わりに

熙寧六年から元豐五年にかけて、北宋は水域部と密林以南の山間部との瀘州南部に進出していった。この瀘州南部の開拓は、西夏壓迫策の一環であった熙河路の開拓や、分散的な部族にのみ對應した荊湖路の開拓とは異なり、強い軍事力を持たない僚人部族とやや強力な烏蠻勢力が並存していた地域に行われたものであった。したがって、こうした地域の特殊性に沿うかたちで、瀘州には他の地域とは異なる統制策が行われてきた。本稿ではこうした統制策の下で、瀘州義軍がどのような成立過程を持っていたのか、そして羈縻體制の變化を通して形成された邊境秩序を見てきた。

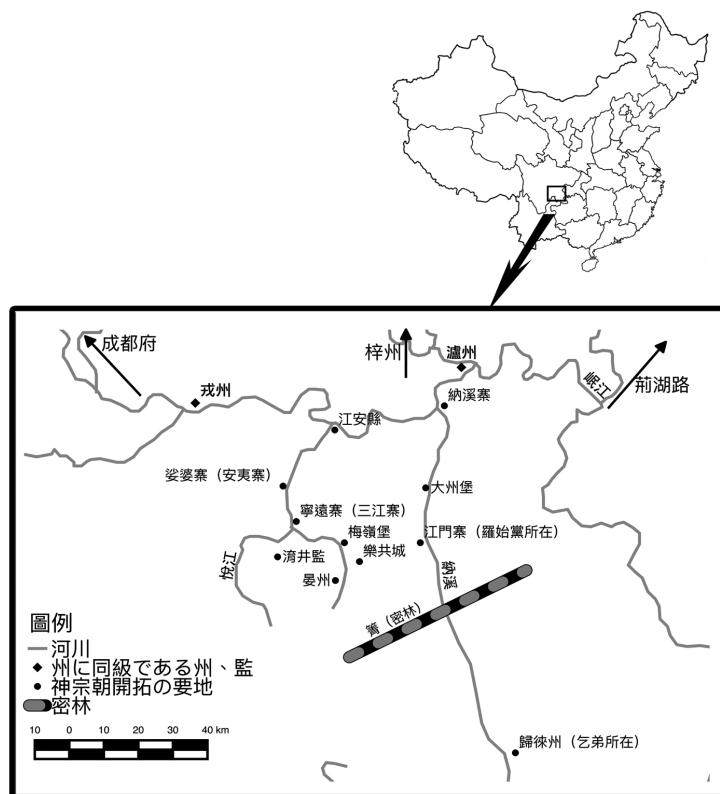
北宋は、元々羈縻體制が行われた水域部を省地と見なしていたため、當地に地方秩序の確立と地方戦力の強化を行う必要があった。そのために、その地に保甲制を実施し、さらに現地の僚人を義軍に編成した。但し、強い部族的性格を持っていた僚人部族の裏切りを防ぐには、いくつかの城寨を水域部の縁邊に設置し、低級武官に管理監督させねばならなかった。また、部族の壁を超える指揮制も試行された。さらに、元々瀘州に駐屯した禁軍である夔州路義軍が減ぼされたり、召還されたりしたので、瀘南縁邊安撫使の設置と同時に梓夔路鈐轄とその軍が補充兵力として瀘州に移された。

それに対して、省地以外すなわち密林以南の地域では、北宋は烏蠻の酋長に義軍の軍職より高い羈縻知州を授けて、羈縻關係を繼續させた。つまり北宋は一方で烏蠻からの侵略を防衛しながら、もう一方ではこうした羈縻關係によって烏蠻の力を借りて水域部の僚人支配を安定させてもいたのである。この三者の間における均衡關係が、神宗朝後期に徐々に形成された邊境秩序の様相である。

本稿で取り上げた時代よりのちの北宋徽宗朝や南宋時代において、再び當地の支配力を強化しようとした政策が實施された。これは政和四年（1114年）の長寧軍の設置によって、水域部の僚人をこれまで以上に把握したことに始まる。こうした施策が如何なる背景において提出されたのか、そして如何に進展していったのか、という問題は、當時の中央政府の擴張策と川峽南部の重要性の推移とともに検討しなくてはなるまい。これらの問題については、今後の課題としたい。

表三、神宗朝における瀘州南部の開拓年表

時期	主敵	事件	史料
熙寧六年五月～七年正月	悦江流域の僚人	清井監の僚人が、悦江流域を通過した客船を寇掠。	『長編』 卷 244
		遂州都監の景思忠が一指揮の禁軍を統率し、叛亂した僚人と戦うも、兵士 294 人とともに戦死。	『長編』 卷 245
		熙寧六年五月、熊本が察訪梓州路常平等事并體量措置瀘州清井監夷事として派遣。	『長編』 卷 245
		七月、寧遠禁軍は瀘州に一指揮を増置し、戎州にある指揮の兵士を補充。	『長編』 卷 246
		九月、北宋の味方である邕蓋の息子の邕辣に長寧州土刺史を繼がせ、隴厲村の首領の邕始を巡遏使に任命。	『長編』 卷 247
		十一月以降、戎州・瀘州に駐屯した中央禁軍、地方の寧遠禁軍、教閭廂軍と夷界黔州弩手からなる軍隊で侵攻を開始。	『長編』 卷 249
		熙寧七年正月、悦江流域において叛亂した僚人を平定。このあたりに堡寨などの軍事施設を設置。また歸順した僚人を保甲に編成。	『長編』 卷 249
元豐元年六月～十一月	納溪流域の僚人	江安縣の納溪寨の民と納溪流域の僚人との紛争によって、僚人が納溪寨を攻撃。	『長編』 卷 290
		元豐元年六月、梓州路轉運司の高秉と判官の程之才の建言を裁可し、軍隊を集め秋に出征することを決定。	『長編』 卷 290
		七月、韓存寶が都大經制瀘州納溪夷賊公事として派遣される。同時に涇州と涇原路から騎兵 1000 人を含む土兵 5000 人ほどの軍隊を派遣。	『長編』 卷 290
		九月から十月にかけて、僚人を攻撃。	『長編』 卷 293、294
		十一月、歸順した僚人を保甲制によって編成し、租税を量納させる。	『長編』 卷 294
元豐元年十一月～五年正月	烏蠻の乞弟	元豐元年十一月、乞弟は江安縣を攻撃するも敗北。のちに羅箇牟村の僚人を攻撃。	『長編』 卷 296、 『宋會要』 蕃夷 5-26
		元豐三年三月、乞弟が再び羅箇牟村の僚人を攻撃。梓夔路都監の王宣、都巡檢の王謹言・江安縣駐泊都監の郭晏が反撃するも敗れ全滅。	『長編』 卷 303
		五月、韓存寶が都大經制瀘州蠻賊事として派遣される。涇原路と鄜延路からの正兵 15000 人、他の兵士と合わせて 30229 人の軍隊。	『長編』 卷 304、310
		六月、水域部の僚人を募集して先頭軍とする。	『長編』 卷 305
		十月、江安縣から進軍。同年十二月、韓存寶は乞弟の根據地である歸徠州には深入りせず、江安縣に歸還。これによって元豐四年正月に、軍法で處罰。	『長編』 卷 310、311
		元豐四年正月、韓存寶の代わりに、林廣が都大經制瀘州蠻賊公事として派遣。また、増援として環慶路から騎兵と歩兵 40000 人程度を派遣。	『長編』 卷 311、312
		十月、林廣は瀘州から進軍。同年十一月に樂共城へ、翌年正月に歸徠州へ至り、乞弟勢力を殲滅。	『長編』 卷 318、319、 320、323
		元豐五年正月、瀘州に歸還。同時に、樂共城、江門寨、梅令山堡、席帽溪堡などの防禦施設を設置。	『長編』 卷 323



※川峡西南部要圖

(譚其驤『中國歷史地圖集』⁽⁷⁸⁾をベースに、佐竹靖彦「瀘州江安縣生南者」を踏まえて補整)

注

【出典資料略稱一覧】

『續資治通鑑長編』 = 『長編』

『宋會要輯稿』 = 『宋會要』

- (1) 『蘇文忠公全集』「東坡奏議」卷15「代張方平諫用兵書」(熙寧十年)に、「於是王韶構禍於熙河、章惇造釁於橫山、熊本發難於渝瀘。然此等皆戕賊已降、俘纍老弱、困敝腹心、而取空虛無用之地、以爲武功。」とあり、反戦を主張していた官員はこの三つの地域への軍事行動を否定した。したがって當時の人にとっては、王韶の熙河路の經略、章惇の荆湖南路と北路との經略、熊本の梓州路と夔州路との經略が、主要な軍事行動であったと思われる。
- (2) 熙河地域については、榎一雄「王韶の熙河經略に就いて」(『榎一雄著作集』第七卷『中國史』、汲古書院、1994年に收録)。荆湖地域については、上西泰之「北宋期荆湖路「溪峒蠻」地開拓について」(『東洋史研究』第54巻第4號、1996年)がある。
- (3) 劉復生「宋代「瀘夷」地區民族關係的演進」『四川大學學報』(哲學社會科學版)1995年第4期、94～

95 頁を参照。

- (4) 佐竹靖彦「瀘州江安縣生南耆」『劉子健博士頌壽紀念宋史研究論集』同朋舎、1989 年、249～253 頁。
- (5) Richard von Glahn, "Salt and the Settling of the Sichuan Frontier," *The Country of Streams and Grottoes: Expansion, Settlement, and the Civilizing of the Sichuan Frontier in Song Times* (Harvard University, 1987) pp. 82–87. また『長編』には、慶曆四年（1044 年）、皇祐元年（1049 年）、嘉祐二年（1057 年）に涪井監周邊の僚人が鹽を輸送する船を劫掠したり涪井監の住民を侵略したりしたことが記されている。（卷 148 慶曆四年四月丁巳、卷 166 皇祐元年二月庚辰、卷 185 嘉祐二年二月己酉を参照。）
- (6) 省地擴張の説については、安國樓『宋朝周邊民族政策研究』（文津出版社、1997 年）第三章「民族邊區的統治體制與北南差異」、劉復生『契國與瀘夷－民族遷徙、衝突與融合』第四章「隋唐宋的「開邊」與羈縻州的置廢」巴蜀書社、2000 年、劉復生「宋代羈縻州「虛像」及其制度問題」『中國邊疆史地研究』第 17 卷第 4 期、2007 年を参照。また、「省地」の範圍については、研究者がそれぞれ違う見解を持っている。争点になるのは、羈縻州が省地に属するかどうかということである。河原正博氏は、省地が州縣と州縣に隸屬した羈縻州縣洞地と指摘する（同「「省地」・「省民」の意味について」『和田博士古稀紀念東洋史論叢』（1961 年）、同『漢民族華南發展史研究』第四章「宋朝の華南少數民族羈縻政策」吉川弘文館、1984 年。）。一方、安國樓氏は、省地を州縣に隸屬し、安定的に統治された地域と見なし、多くの羈縻州が省地以外にあったと考えていた（「論宋朝邊區的「省地」劃分問題」『浙江大學學報』（人文社會科學版）第 47 卷第 5 期、2017 年。）。佐竹靖彦氏によれば、「「蠻地」と「省地」の中間段階にある地域が多くの問題をかかえていた」という（『唐宋變革の地域的研究』（同朋舎、1990 年）第四部「四川地域の變革」第六章「宋代四川夔州路の民族問題と土地所有問題」（1968 年初出）、725 頁。）。つまり、「準省地」のような曖昧な地域が存在していたのであろう。しかし本稿の第三章で指摘するように、元豐年間に神宗が省地を明確に定義したため、曖昧な地域は消滅したと思われる。
- (7) 安國樓「民族邊區的統治體制與北南差異」。
- (8) Richard von Glahn, "Political Hegemony in the Frontier Zone," *The Country of Streams and Grottoes: Expansion, Settlement, and the Civilizing of the Sichuan Frontier in Song Times*. pp. 115–126. 他に、駱忠軍氏は歴任の瀘南緣邊安撫使の官階を考察し、瀘州の重要性が高まっていたと指摘した。（「宋代瀘敘地區研究」第二章「宋代瀘敘地區政治走向與形勢變化」河北大學修士論文、2016 年）。
- (9) 佐竹靖彦「宋代四川夔州路の民族問題と土地所有問題」、675～683 頁、及び同氏「瀘州江安縣生南耆」、253～263 頁。
- (10) 『長編』卷 296 元豐二年二月癸丑に、「瀘州蠻乞弟雖蕞爾小醜、不足深憂。然彼方武備不修、兵力疲軟、守具殘缺」という神宗の評論がある。
- (11) 王曾瑜『宋朝兵制初探』（増訂本）（中華書局、2011 年）第二章「北宋前期和中期的禁兵」、67～72 頁。
- (12) 小岩井弘光『宋代兵制史の研究』（汲古書院、1998 年）第二編「廂軍をめぐる問題」第五章「北宋廂軍の分離」、171～178 頁。
- (13) 『長編』卷 256 熙寧七年九月辛酉、卷 296 元豐二年二月丁巳。小岩井氏によれば、元豐初期には、教閱廂軍が禁軍に昇格されたのである。（小岩井弘光「北宋廂軍の分離」、171～178 頁）
- (14) 『長編』卷 246 熙寧六年八月己亥。
- (15) 『長編』卷 83、大中祥符七年八月辛巳。『宋史』卷 187「兵志」禁軍上、建隆以來之制、侍衛司、歩軍。成立時期について、『長編』は「七年」、『宋史』は「六年」と記している。
- (16) 『長編』卷 246 熙寧六年七月丁巳。
- (17) 各將領の官職については、『長編』卷 303 元豐三年四月戊申、『宋會要』禮 44-12 賻贈、特恩加賜者。蕃

夷 5-26 西南蕃、神宗、元豐三年を参照。

- (18) 『長編』 卷 303 元豐三年四月戊申。
- (19) 『文獻通考』 卷 156 兵考、郡國兵・鄉兵、宋制には、「夔州路義軍土丁壯丁」、「施黔思三州義軍土丁」の條目があるが、それぞれの成立時期が明確に記されていない。（『宋史』 卷 191 兵志、鄉兵もほぼ同じ記述。）今、所見の限りで、夔州路義軍の姿が現れた最も早い史料は、真宗朝には高州の田承進（高州義軍務五姓四甲頭角）のことである。（『長編』 卷 54 咸平六年四月壬戌）
- (20) 梁天錫の研究によると、元豐五年から元祐三年にかけては、義勇と保甲は樞密院に、これ以外の郷兵は兵部に隸属するようになった。（『宋樞密院制度』（黎明文化出版社、1981 年）關係與得失篇、第二章「樞密院與有關官司」、871～875 頁。）
- (21) 『長編』 卷 252 七年四月辛卯、卷 274 熙寧九年四月丁酉。
- (22) 『長編』 卷 300 元豐二年九月丙子、「夔州路轉運司言、『乞盡今年十一月終、放罷瀘州縣寨防拓黔州義軍、歸就耕作。』從之。
- (23) 保甲法については、林瑞翰「宋代保甲」『大陸雜誌』 卷 20、1960 年、宋晞「王安石新法中募役法與保甲法的結合」『第二屆國際漢學會議論文集』（歷史與考古組）（臺灣中央研究院、1989 年）、鄧廣銘「王安石對北宋兵制的改革措施及其設想」『宋史研究論文集』（1980 年年會編刊）（上海古籍出版社、1982 年）を参照。
- (24) 『長編』 卷 245 熙寧六年五月辛未。漢人が瀘州に移動していることについては、Richard von Glahn, "Civilizing the Frontier (I): Settlement and Social Control," *The Country of Streams and Grottoes: Expansion, Settlement, and the Civilizing of the Sichuan Frontier in Song Times*. pp. 146–159 を参照。
- (25) 『長編』 卷 249 熙寧七年正月甲子。金成奎氏によれば、北宋の西北邊境における先住民の内属は、移住型と獻地型の二つの形に分けられ、前者は現住地を離れ、宋の内地にまで移動した。それに對して後者は宋に土地を獻上するものの移動はしなかったとされる（『宋代の西北問題と異民族政策』（汲古書院、2000 年）第五章「宋代における熟戸の形成とその對策」、168～175 頁。）。瀘州の僚人の場合を見てみると、その動向は獻地型と同じであり、彼らは依然として元の土地を耕作し続けていたと思われる。
- (26) 『長編』 卷 249 熙寧七年正月甲子。今回、内属した部族が消井監の近くの長寧州などの十州八姓であったことと（『長編』 卷 258 熙寧七年十二月丁卯）、新設の二寨・四堡の防禦施設が寧遠寨（消井監の北方三十里、『武經總要』前集の卷 20「梓夔路」「瀘州」を参照）の近くに建てられたことから、熙寧七年に保甲制が實施された地域は江安縣～消井監間の悦江流域にあたると思われる。
- (27) 『宋會要』 蕃夷 5-51 黎州諸蠻、神宗熙寧九年。
- (28) 『長編』 卷 315 元豐四年八月丙子。烏蠻の居住地については、劉復生「宋代「瀘夷」非烏蠻集團的民族成分」『西南民族學院學報』（哲學社會科學版）1987 年第 1 期、86～87 頁を参照。
- (29) 山坡と水嶺の意味について、佐竹靖彦「瀘州江安縣生南耆」、262～263 頁を参照。
- (30) 『宋會要』 兵 2-10 鄉兵・神宗・熙寧八年。
- (31) 『長編』 卷 327 元豐五年六月辛酉。
- (32) 佐竹靖彦氏は、夔州路の施州・黔州・渝州においては、先住民の有力者としての主戸は客戸すなわち地方武力を實質的に支配していたと言う（「宋代四川夔州路の民族問題と土地所有問題」、675～683 頁）。また瀘州においてもそれは同様であった（「瀘州江安縣生南耆」、260 頁）。
- (33) 『長編』 卷 305 元豐三年六月壬子、卷 318 元豐四年十月戊辰。
- (34) 北宋時期の史料には、川峽地域におけるこの部隊に對して「義軍」という呼稱が用いられている。一方、義軍の前に「夷」をつける用語は、南宋に成立した『建炎以來朝野雜記』と『方輿勝覽』（卷 65 長

寧軍)しか見當らない。李心傳と祝穆は、漢民族の部隊と非漢民族の部隊を區別しようとしたため、「義軍」の代わりに「夷義軍」という言葉を使ったと推測される。従って、本稿では「義軍」と呼ぶにする。

- (35) 『宋史』 卷 334 熊本傳、「(熊) 本請于朝、寵 (瀘州羅、晏夷) 以刺史・巡檢之秩、明示勸賞、皆踴躍順命、獨柯陰一酋不至。本合晏州十九姓之眾、發黔南義軍強弩、遣大將王宣・賈昌言率以進討。」
- (36) 『長編』 卷 348 元豐七年八月壬午、卷 350 元豐七年十二月己丑。
- (37) 梁天錫『宋樞密院制度』關係與得失篇、第二章「樞密院與有關官司」、871～875 頁。
- (38) 梁天錫氏は、元祐三年以降、郷兵の募集と軍籍の管理は樞密院に移行されたと指摘している。(『宋樞密院制度』職掌篇、第一章「軍隊之編制與管理」507～511 頁。) 一方、元祐六年、兵部が瀘州義軍の訓練・慰勞をめぐる問題とその改革案を提出したことが見られる。そのため、この時期、政令を實行していた中央の管理機關は、兵部と推測される。(『長編』 卷 459 元祐六年六月戊戌)
- (39) 『長編』 卷 350 元豐七年十二月己丑。また、『長編』 卷 459 元祐六年六月戊戌に「歲一設酒食、支賜衣鹽扇繖之類。」とある。
- (40) 『長編』 卷 321 元豐四年十二月甲戌、卷 328 元豐五年七月乙未、卷 336 元豐六年閏六月戊寅。
- (41) 宋代の武階については、梅原郁『宋代官僚制度研究』(同朋舎、1985 年) 第二章「宋代の武階」(1984 年初出)、特に軍職の位階については表 2 を参照。
- (42) 安國樓氏によれば、西南邊境において、先住民に虚位たる文武散官や檢校官を授けて彼らを羈縻したのみであり、明確な等級は定められなかったという。(『宋朝周邊民族政策研究』第三章「民族邊區的統治體制與北南差異」、56～62 頁) しかし、ここに本論で見た義軍(郷兵)の例からすると、安氏の結論には従い難い。
- (43) 駱忠軍「宋代瀘敘地區研究」第二章「宋代瀘敘地區政治走向與形勢變化」、36～40 頁。
- (44) 『長編』 卷 328 元豐五年七月戊申。『長編』 卷 390 元祐元年十月壬子。
- (45) 上西泰之「北宋期の荊湖路「溪峒蠻」地開拓について」、39～40 頁。
- (46) 『長編』 卷 324 元豐五年三月甲午。
- (47) 『宋會要』 方域 18-13 諸寨。
- (48) 『長編』 卷 328 元豐五年七月乙未。
- (49) 『長編』 卷 350 元豐七年十二月己丑。『建炎以來朝野雜記』によれば、瀘州義軍は總計 30603 人、このうち、羅始黨の八指揮は 16660 人がいたという(乙集、卷十七兵馬、瀘州長寧軍勝兵・夷義軍)。
- (50) 金成奎『宋代の西北問題と異民族政策』第七章「宋代における蕃兵制の成立」、234～242 頁。
- (51) 『長編』 卷 390 元祐元年十月壬子、「(樞密院) 又言、『臣僚奏、乞移梓夔路鈐轄司依舊在遂州安置。』詔、「梓夔路鈐轄司元在遂州、昨因蠻賊作過、慮報應地理遙遠、遷往瀘州近便處置。今未可遷徙、候三五年邊事寧息、奏聽朝旨。其瀘州見屯鈐轄司兵馬、令轉運・鈐轄司相度、除合留隨行外、餘可以分減多少指揮於近便處、具狀以聞。』」。また、『長編』 卷 465 元祐六年閏八月壬戌には、范祖禹がこの請求を改めて提出したことが見える。
- (52) 『長編』 卷 465 元祐六年閏八月壬戌。
- (53) 佐竹靖彦「瀘州江安縣生南耆」、260 頁。
- (54) 『長編』 卷 303 元豐三年四月戊申に「羅箇牟村、自熙寧十年熊本始團結。」と記されているが、『宋會要』蕃夷 5-26 西南蕃、神宗、元豐三年には「羅箇牟、熊本所團結熟夷也」とのみ記されている。熙寧十年に熊本は衛州で黄河の疏水を務めていたが、咎められることがあったために取り調べを受けている。そのため、彼が熙寧十年に瀘州で先住民のことを務めるのは不可能である。よって『長編』にある「十年」は、「七年」の誤りであろう。
- (55) 『長編』 卷 249 熙寧七年正月甲子。

- (56) 『長編』 卷 253 熙寧七年五月己亥、「晏子隸涪井監、斧望箇恕隸納溪寨、皆僕夜諸部也。(中略)而二首領常賦晏州山外六姓及納溪二十四姓生夷。(中略)乞弟、斧望箇恕之子也。」また、卷 303 元豐三年四月戊申、「乞弟曰、『羅箇牟欠蠻舊稅、我故仇之。』」
- (57) 『長編』 卷 294 元豐元年十一月丁亥。『宋會要』 蕃夷 5-28 西南蕃、神宗元豐四年八月二十二日。
- (58) 『長編』 卷 310 元豐三年十二月丙寅。
- (59) 『長編』 卷 295 元豐元年十二月丁卯。
- (60) 當時、瀘州の邊境には、漢界・夷界・生界という地域の區劃があった。元豐五年の恩賞(『長編』 卷 328 元豐五年七月丁亥)には、漢界以外・入箐前・入箐後の三つの地域によって異なる等級の恩賞が行われた。この中で、「箐」すなわち密林が熟界と生界の境と見做されており、これ以北は省地と認められ、納税を義務付けられた熟夷の地域で、これ以南は租税負擔がない生夷の地域(生界)であった。
- (61) 熙寧七年から八年にかけて、神宗が蔡挺の建議を可決し、開封府周り・河北・陝西で將兵制を実施した。將兵制によって、當地の禁軍(正兵)・弓箭手・寨兵・蕃兵、すなわち全ての兵力が「將」に分かれた、これらの將が獨立した軍管區となって兵士を統率した。王曾瑜『宋朝兵制初探』第四章「北宋後期兵制」、金成奎『宋代の西北問題と異民族政策』第七章「宋代における蕃兵制の成立」、224~243 頁を参照。
- (62) 『長編』 卷 306 元豐三年七月戊寅に、「詔、經制瀘州蠻賊韓存寶所將涇原路弓箭手可月給其家。」とある。
- (63) 韓存寶の軍については、『長編』 卷 304 元豐三年五月、卷 305 元豐三年六月丙辰、卷 311 元豐四年正月辛卯を、林廣の軍については、『長編』 卷 311 元豐四年正月癸丑、卷 312 元豐四年四月甲子を、それぞれ参照。前者は、主に涇原路・鄜延路からの軍で合計 30229 人であり、後者は、増援の環慶路の正兵を含めて合計 40000 人ほどの軍であった。
- (64) 元豐元年の紛争において、涇原路總管の韓存寶が統率した軍は陝西から派遣されたが、將兵制における正兵ではなく、涇原路の郷兵・蕃兵、すなわち戦争終了後に農事に復歸すべき兵農一致の軍であった。『長編』 卷 290 元豐元年七月甲戌を参照。
- (65) 『長編』 卷 323 元豐五年二月丙辰。
- (66) 『長編』 卷 325 元豐五年四月戊辰。
- (67) 劉復生「宋代羈縻州「虚像」及其制度問題」。
- (68) 『長編』 卷 321 元豐四年十二月庚午。
- (69) 『長編』 卷 247 熙寧六年九月癸亥。
- (70) 『元豐九域志』(卷 10 羈縻州)には、十八の羈縻州が瀘州に隸屬したと記されているが、この中にはこの時期に最も重要な歸徠州が見えない。その理由は、王存等が當時宋朝の羈縻體制を記そうとしたわけではなく、唐朝の羈縻州とその代表する地域が宋朝の支配に入るかどうかについて記録しなかったからだと思われる。
- (71) 『長編』 卷 138 慶曆二年十一月甲午、卷 253 熙寧七年五月己亥。
- (72) 『長編』 卷 253 熙寧七年五月己亥。
- (73) 『長編』 卷 296 元豐二年正月壬午。
- (74) 『長編』 卷 328 元豐五年七月癸卯。ここには、「羅氏鬼主僕射」と記されているが、同書には「得蓋死、其子竊號羅氏鬼主。鬼主死、子僕夜襲其號。」とあり、僕夜が羅氏鬼主の號を繼承したことから、僕射と僕夜は同一人物だと思われる。(卷 244 熙寧六年四月乙未)
- (75) 『長編』 卷 247 熙寧六年十月にある王安石の考えを参照。また、元豐四年に北宋は楊光震らと沙取が攻め落とした部族を、それぞれ自立させた(『長編』 卷 328 元豐四年七月癸卯)。これは王安石の政策の實踐であろう。
- (76) 『宋會要』 禮 62-13 賚賜、太宗、太平興國九年。儀制 9-24 賜服もほぼ同様の記述である。この史料は、

徐冲が太平興國九年に編入したが、史料に現れる「益州鈴轄」（981～988、994～1059年）と「玉清昭應宮」（1009年落成、改名）から考えると、大中祥符二年～嘉祐四年（1009～1059年）に改訂されたはずである。

(77) 『長編』 卷 247 熙寧六年十月。

(78) 譚其驤『中國歷史地圖集』第六冊（宋・遼・金時期）、中國地圖出版社、1996年（1982初版）。